

## セーフティーネット保証 2 号認定申請のご案内

【中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 2 号】（事業活動の制限）

### ● 対象中小企業者（認定要件）

- （1）当該事業者と直接取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が 20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の 3 か月間の売上高等が前年同期比マイナス 10%以上の見込みである中小企業者。
- （2）当該事業者と間接的な取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が 20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の 3 か月間の売上高等が前年同期比マイナス 10%以上見込みである中小企業者。

### ● 申請に必要なもの

- （1）認定申請書 2 部
- （2）売上高等チェックシート（指定様式）※事前に計算してください。 1 部
- （3）中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 2 号  
の規定による認定申請に関わる誓約書 1 部
- （4）委任状（代理申請の場合） 1 部
- （5）事業所の実在が確認できる書類  
○法人  
履歴事項全部証明書（登記簿謄本）取得後 3 か月以内の原本又は写し  
○個人事業主  
青色申告決算書一式または収支内訳書一式、開業届、許認可証等
- （6）認定申請書に記載されている内容（月ごとの売上高等）が確認できる資料  
（月次試算表、売上台帳、法人事業概況説明書、総勘定元帳等）
- （7）確定申告書又は決算書の写し（直近決算期分） 1 部

### ● 申請と認定の手続きについて

- （1）上記書類がそろいましたら商工振興課窓口に提出してください。
- （2）認定申請に当たっては、1 週間ほど余裕をもってお申し込みください。  
認定書ができましたら申請者に電話連絡いたしますので、商工振興課窓口まで直接受取にお越しください。
- （3）委任状による金融機関の代行も可能です。

問い合わせ：あきる野市役所商工観光部商工振興課商工振興係  
電話 042-558-1867（ダイヤルイン）  
FAX 042-558-1119